





## ▶常任委員会

(6月30日現在)

総務(10名)

- ◎佐藤 四郎(自民) ○坂下 修(自)
- 中沢 進(自民) 西 恭三郎(共産)
- 中村 光雄(新自・民) 松野 弘子(自)
- 村瀬 政幸(区ク) 柴田 昌男(自)
- 蘭田 隆明(公明) 樋口 丈吉(自民)

建設(10名)

- ◎小早川 恵子(自民) ○木内 清(新自・民)
- 阿部 幸男(自) 渡辺 良(共産)
- 原田 裕(新自・民) 槐 黙(公明)
- 矢口 甲子夫(公明) 原 正義(自民)
- 沖山 满(自民) 山崎 政吾(自民)

交通対策(10名)

- ◎瀧澤 良仁(自民) ○大和久 常雄(区ク)
- 木内 清(新自・民) 阿部 幸男(自)
- 土橋 正造(自) 加藤 耕造(自民)
- 佐藤 四郎(自民) 武ノ内啓次郎(共産)
- 樋口 丈吉(自民) 並木 保雄(公明)

防災・公害対策(10名)

- ◎柴田 来治(自民) ○渡辺 良(共産)
- 小池 武二(自) 中沢 進(自民)
- 乙津 一 行(新自・民) 蘭田 隆明(公明)
- 早川 幸一(自) 原 正義(自民)
- 青山 政雄(公明) 欠 員

庁舎建設(10名)

- ◎山崎 政吾(自民) ○甚野 緑(公明)
- 西 恭三郎(共産) 中村 光雄(新自・民)
- 村瀬 政幸(区ク) 瀧澤 良仁(自民)
- 柴田 昌男(自) 原 正義(自民)
- 沖山 满(自民) 柴田 来治(自民)

区民衛生(10名)

- ◎加藤 耕造(自民) ○乙津 一 行(新自・民)
- 熊谷 利之(自民) 坂岸 榮治(公明)
- 武ノ内啓次郎(共産) 左内(自)
- 瀧澤 良仁(自民) 湯本 令二(自民)
- 青山 政雄(公明) 欠 員

厚生文教(10名)

- ◎西原 文隆(自民) ○小池 武二(自)
- 堺 美穂子(新自・民) 牛山 れい子(共産)
- 土橋 正造(自) 大和久 常雄(区ク)
- 早川 幸一(自) 柴田 来治(自民)
- 並木 保雄(公明) 甚野 緑(公明)

都市開発対策(10名)

- ◎柴田 昌男(自) ○槐 黙(公明)
- 坂下 修(自) 西 恭三郎(共産)
- 中村 光雄(新自・民) 坂岸 榮治(公明)
- 村瀬 政幸(区ク) 左内(自)
- 湯本 令二(自民) 山崎 政吾(自民)

地域整備環境対策(10名)

- ◎原田 裕(新自・民) ○牛山 れい子(共産)
- 堺 美穂子(新自・民) 熊谷 利之(自民)
- 松野 弘子(自) 西原 文隆(自民)
- 小早川 恵子(自民) 矢口 甲子夫(公明)
- 沖山 满(自民) 甚野 緑(公明)

区行財政問題調査(10名)

- ◎原 正義(自民) ○蘭田 隆明(公明)
- 西 恭三郎(共産) 中村 光雄(新自・民)
- 加藤 耕造(自民) 大和久 常雄(区ク)
- 瀧澤 良仁(自民) 柴田 昌男(自)
- 矢口 甲子夫(公明) 柴田 来治(自民)

新たに常任委員会委員を選任  
特別委員会委員も一部交替

区議会は、区政に関する各種案件(議案、請願・陳情等)を取り入れ、実質的な審査を各委員会で審議しますが、多様化複雑化する案件を能率的、合理的に審査するため委員会制度を取扱っています。

委員会には、条例により事務委員会と、特定の案件を調査・審査するため、必要に応じて行っています。

議会の議決により設置される特別委員会は、常設委員会と、特定の案件を調査・審査するため、必要に応じて行っています。

別委員会があります。  
一年間の任期を終えた各常任委員会委員の後任委員を、今定例会最終日、六月三十日に新しく選任しました。又、六つの特別委員会も、委員が一部交替して次のようになりました。

(一) 内は会派名  
(自) 墨田区議会自由民主党  
(公明) 墨田区議会公明党  
(新自・民) 墨田区議会新自由  
・民社クラブ  
(共産) 日本共産党墨田区議会  
議員団  
(区ク) 区民クラブ

わたしたちの区議会  
請願・陳情の受理審査

区議会は、区政についての区民の方々の希望や願いを請願や陳情として受理しています。国民が、国や都、あるいは市町村に対して請願をする権利は、憲法第一六条に保障されているもので、この憲法の規定の趣旨に従って、区議会に対す請願の手続きが地方自治法及び区議会規則に定められています。

この制度は、国民の意見を政治に反映させようとするもので、区議会が、区民の方々から提出された請願を審議することによって、議会と住民とを直接の関係に置いて、区政に区民の意見を反映させます。これにより行政の民主的運営及び改善を図ることに、大きな意義があります。

請願はだれでも提出することができますが、文書によることと、議員の紹介が必要です。請願書は、わかりやすい文章で、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載して、印を押すことになります。

区議会が受理した請願は、議会の本会議で、所管の常任委員会に審査を付託します。請願を付託された委員会では内容を十分に検討したうえ、採択(とりあげる)、不採択(とりあげない)等の結論を出して区議長に報告します。そして、その報告を議会の本会議にかけて、区議会の結論を出します。

さらに、国や都が措置するようなことがらについては、請願を提出する必要性は認め難い。

この陳情は、法律上、必ず審査することと決められてはいますが、墨田区議会では、内容が請願にあてはまるものについて、請願と同じように審査しています。

なお、請願者や陳情者には審査の結果を通知します。

## 請願・陳情書の書式(参考)

(表紙)

紹介議員	署名
------	----

(本文)

請願(陳情)項目	一、
請願(陳情)理由	二、

請願(陳情)者住所	昭和 年 月 日
氏名	ほか 名印
墨田区議会議長 殿	

(注) 一、請願者が多數のときは、請願代表者を決め、署名簿を添付してください。  
二、要望の内容が多いときは、個条書きにしてください。  
三、訂正したところには、訂正印を押してください。

## 請願・陳情の審査結果等

## ◎不採択としたもの

◇ 老人保健法改悪反対に関する請願

◇ 老人保健法の改悪反対等に

◇ 大型間接税導入反対、大幅減税を求める請願

## ◎続審としたもの

◇ 現段階において、意見書を提出する必要性は認め難い。

ささらに、国や都が措置するようなことがらについては、請願を提出する必要性は認め難い。

この陳情は、法律上、必ず審査することと決められてはいますが、墨田区議会では、内容が請願にあてはまるものについて、請願と同じように審査しています。

なお、請願者や陳情者には審査の結果を通知します。

情の場合、紹介議員を必要としないことです。

この陳情は、法律上、必ず審査することと決められてはいますが、墨田区議会では、内容が請願にあてはまるものについて、請願と同じように審査しています。

なお、請願者や陳情者には審査の結果を通知します。

# 総務

## 常任委員会の動き 審査した主な議案等

（6月20日）

● 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

● 緑小学校改築工事請負契約

● 大型間接税導入反対、大幅減税を求める請願

● 庁舎レイアウトの変更について

● 営業時間延長請願

● 異議者からの報告事項：1件

● 異議者からの報告事項：2件

● 異議者からの報告事項：1件

● 異議者からの報告事項：2件

● 異議者からの報告事項：1件

# 区民衛生

（6月16日）

● 商業実態調査の実施について

● 中小企業円高影響調査について

● 両国駅周辺ニユーラパレル産業実態調査について

● 業平橋雨水渠工事概要につけて

● 地域地区の改正について

● 大横川親水河川整備計画の進捗状況について

● 三世代住宅助成制度の拡充について

● 区道の付替えについて

● 老人保健法改悪反対に関する請願

● 老人保健法改悪反対等に関する請願

● 老人保健法改悪反対の決議に関する陳情

● 第9回隅田川花火大会について

● 西国駅周辺放置自転車対策

● 異議者からの報告事項：13件

● 異議者からの報告事項：13件